

運輸省届出

普通倉庫保管料率表  
普通倉庫荷役料率表

実施年月日 平成9年4月1日  
長崎倉庫株式会社

1. 普通倉庫保管料

(1) 基本料率

大区分	中区分	従価率(1,000円につき)	従量率(1トンにつき)
穀飼類	米・麦・粉類	0.60～1.70	130～260
	その他の穀飼類	1.50～2.80	180～460
農林水産品	たばこ	0.60～0.80	110～350
	農産物・木材	0.90～1.80	260～340
	水産品	1.40～1.80	360～900
塩・砂糖類	塩	0.80～1.00	70～190
	砂糖	1.40～1.80	210～400
食料工業品		1.40～2.80	220～360
繊維製品		1.00～1.30	350～1,020
繊維原料	生糸・毛類	0.70～1.30	380～500
	その他の繊維原料	0.90～1.80	110～260
紙・パルプ類		1.40～1.80	220～610
金属・機械類	貴金属地金	0.040～0.050	(注)160～210
	鉄材・鉄製品	1.40～1.80	120～160
	地金・自動車・車両	0.90～2.10	230～580
	金物製品(洋食器・空缶類)		
	機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油器具のみ)		
その他の金属・機械類	0.90～2.80	650～1,230	

(注)1トンにつき  
を1kgにつき

大区分	中区分	従価率(1,000円につき)	従量率(1トンにつき)
肥料類		1.00~2.50	130~310
化学工業品	薬品類(医学品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類 化学製品 (化粧品・合成樹脂素材のみ)	1.30~2.80	460~740
	その他の化学工業品	1.40~3.10	200~410
窯業品	セメント	1.40~1.80	170~220
	板ガラス	1.40~1.80	440~570
ゴム類		1.40~3.00	370~630
皮革類		1.40~1.80	1,010~1,310
鉱産品		1.40~1.80	320~420
雑品		3.50~4.60	460~610

(2)適用規定

- ①保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- ②従価率による算出は寄託申込価格(寄託申込価格が不相当と認められるときは時価によります。)により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- ③重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、体積は、1,133立方メートルをもって1トンとします。
- ④トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。
- ⑤保管料は従価率と従量率によって算出した金額を合算します。
- ⑥請求一口の保管料総額が500円に満たないときは500円とします。

(3) 割増料率

①下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

イ. 保税貨物	基本料率の3割増以内
ただし、無税品は基本料率の1割増。	
ロ. 定温倉庫蔵置貨物	基本料率の8割増以内
ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物	基本料率の2割増以内
ニ. 消防法等の危険物	

(イ) 消防法の規定による危険等級Ⅰ及びⅡの危険物

	並びに危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類	基本料率の30割増以内
同上	危険等級Ⅲの危険物（第4類第二石油類を除きます。）	基本料率の10割増
同上	指定可燃物（特別の設備を要したものに限ります。）	
	（Ⅰ）損害保険料率算定会の決定による危険品	基本料率の5割増
	（Ⅱ） 同 上 普通品	基本料率の3割増

(ロ) 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス 基本料率の30割増以内

(ハ) 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品	基本料率の2割増
B級危険品	基本料率の5割増
特別危険品	基本料率の10割増

(イ)、(ロ)、(ハ)の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

②酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物・有毒性・汚損性・強臭性貨物又は、ばら貨物については、基本料率による料金のほかに寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(4) 割引料率

野積保管の貨物であって、特に資材又は設備を要しない場合は基本料率の2割引以内とする。

(5) その他の料金

①寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ、在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度などの調査報告書又は、これらに順ずる諸書類の作成：1件につき1000円以内  
ロ、電算機その他の機器を使用した特別な事務処理等  
寄託者と協議のうえ決定した金額

②寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機会による湿度調整、  
その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合の料金

寄託者と協議のうえ決定した金額

③倉庫証券発行等手数料金

証券1枚につき次の料金を申し受けます。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 発行手数料金       | 2,500円 |
| (2) 券面記載内容変更手数料金 | 1,000円 |

(6) 消費税等の加算

(1) から (5) までによって計算した料金の総額の消費税（地方消費税を含む。）に相当する金額を、  
別途加算の上申し受けます。

ただし、保管蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

(7) 料率の適用地域 長崎市、諫早市

## 2. 普通倉庫荷役料

## (1) 基本料率

## ① 庫入又は庫出料金

(1トンにつき、単位 円)

大区分	中区分	料金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320～ 590
	コンテナ空	270～ 500
	パレタイズ貨物	590～ 890
	その他	510～1,040
包装品	袋物	720～1,380
	ペール物	750～1,240
	たる物	610～ 820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710～1,280
	農水産物・製茶・コルク	810～1,100
	その他	1,140～1,700
有姿貨物	非鉄金属	960～1,300
	タイヤ・巻取紙・木材 鋼材・石材	580～ 990
ばら貨物		570～1,060
その他	家庭用電気・ガス石油器具	740～ 990
	その他	1,440～2,380

②ばら貨物の斛場一袋詰一庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

米、小麦	1,740～2,360
メイズ、マイロ、大豆、大麦	2,080～2,830

③庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料率

1トンにつき 1,800～2,700円

(2) 割増料率及び割引料率

①割増料率

種類	内容	割増率	
斛揚庫入又は庫出斛積荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
接岸船舶の積降しに直接接続する庫入庫出の荷役		庫入又は庫出料金の2割5分増	
半 夜 荷 役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増	
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の6割増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の1割増	
超 過 距 離 荷 役	基本距離(注)を超える距離の荷役であって その超過距離が50m以内のもの	1tにつき、単位 撒貨物	140～190
		一般貨物	170～230
多 階 建 倉 庫 荷 役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内	

(注) 基本距離とは、斛揚庫入又は庫出斛積荷役にあつては80メートル、庫入又は庫出荷役にあつては50メートルとします。

②割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役引受けにおいて、 同一貨物の量が1,000トン以上の場合	1,000トン以上～3,000トン未満 全量 基本料率の5%割引 3,000トン以上 全量 基本料率の7%割引
長期大量割引	同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、 1回当たり3,000トン以上の荷役を 1か月に2回以上3か月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき、 基本料率の5%割引

(3) その他の料率

①特殊荷役料率

はい替	庫入又は庫出料率の8割
仕 訳	庫入又は庫出料率の3割
看 貫	庫入又は庫出料率の3割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受けます。)
仮 置	庫入又は庫出料率の3割
倉移し	庫入又は庫出料率の合算額

②量目調整料 実費

③荷直料

(1トンにつき、単位 円)

麻袋	メイズ、マイロ、大豆、大麦	160～190
	その他	130～160
紙袋、ビニール袋		160～190

(注1) 本料率は取扱貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費を含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。



## ④待機料

(1口1時間につき、単位 円)

	4-6人(5人)	7-9人(8人)	10-12人(11人)	13-15人(14人)	16-18人(17人)	19-21人(20人)
昼間 (8時30分～17時30分まで)	15,420 ～20,740	24,620 ～33,130	33,870 ～45,560	43,100 ～58,000	52,340 ～70,420	61,570 ～82,850
半夜 (17時00分～21時30分まで)	23,980 ～32,260	38,300 ～51,540	52,680 ～70,870	67,060 ～90,220	81,420 ～109,540	95,800 ～128,880

## ⑤最低料金

(1口につき、単位 円)

	4-6人(5人)	7-9人(8人)	10-12人(11人)	13-15人(14人)	16-18人(17人)	19-21人(20人)
昼間 (8時30分～17時30分まで)	122,260 ～164,520	195,370 ～262,850	268,640 ～361,450	341,970 ～460,130	415,230 ～558,630	488,570 ～657,310
半夜 (17時00分～21時30分まで)	122,260 ～164,520	195,370 ～262,850	268,640 ～361,450	341,970 ～460,130	415,230 ～558,630	488,570 ～657,310

## ⑥トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の5割以内

## (4) 分担金等

解揚庫入又は庫出解積作業に対し、次の料金を申し受けます。

- ①港湾福利分担金 1トンにつき 4円  
 ②労働安定基金 1トンにつき 3円50銭

(5) 個別に協議して定める料金

- ① 特殊な貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特殊な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の倍率は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ② 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰め替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- ③ 基本距離を越える距離の荷役であって、その超過距離が50メートルを越える場合は、基本料率のほかに、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- ④ 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- ⑤ 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間に限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがあります。
- ⑥ 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ⑦ 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ⑧ 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(6) 料率の適用

① 料金の計算

イ. 計算トン数（コンテナを除く。）は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積1.133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

- (i) メイズ、マイロ、大豆、大麦の撤解揚一袋詰一庫入作業 1.0
- (ii) 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2
- (iii) 袋物のペレット状飼料 1.3
- (iv) 袋物のふすま 1.8

ロ. コンテナの計算トン数は、実入、空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンとします。20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び、45フィート型等は40フィート型と同じとします。

ハ. 1個の体積が0.025立方メートルに見えない貨物は、1個の体積を0.025立方メートルとして計算トン数の算出をします。

ニ. 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

ホ. 庫入又は庫出1回の料金が、300円に満たないときは300円とします。

## ②その他の料率の適用

### イ. 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては17時00分）以降における本船入港時又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から17時までの間、半夜荷役によつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用します。

### ロ. 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用します。

#### (イ) 荷役手配の取消の場合

a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(7) 消費税等の加算

(1)から(6)までによって計算した料金の総額の消費税(地方消費税を含む。)に相当する金額を、別途加算のうえ申し受けま

す。  
ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

(8) 料率の適用地域

長崎市、諫早市